

## 虐待防止に関する指針

### 1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

利用者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはいけない。そのため、合同会社 L サポートの基本的な考え方としてこの指針を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の防振に努めることとする。

### 2. 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれに該当する行為をいう。

#### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。  
また、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

#### (2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

#### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な反応、不当な差別的言動、または著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

#### (4) 介護・世話の放棄放任(ネグレクト)

介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄又は放任し、生活環境や利用者の身体、精神的状態を悪化させること。

#### (5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

### 3. 虐待防止検討委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会として「虐待防止検討委員会」を設置する。なお、委員会メンバーは管理者、サービス提供責任者で構成し責任者は管理者、記録等をサービス提供責任者とする。
- ② 委員会は年1回以上、その他必要な都度責任者が招集し開催する。
- ③ 身体的拘束等適正化委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。
- ④ 会議の実施に当たっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。
- ⑤ 虐待防止検討委員会は、次のような事項について検討するものとする。
  - イ) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
  - ロ) 虐待の防止のための指針の整備に関すること

- ハ) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
  - ニ) 虐待について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
  - ホ) 従業者が虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
  - ヘ) 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析と再発防止策に関すること
  - ト) 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ⑥ 委員会での内容は議事録を作成し、その後従業者へ回覧する等により周知を図る。

#### 4. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- ① 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

具体的には、次のようなプログラムを実施します。

- 虐待防止法の基本的考え方の理解
  - 権利擁護事業、成年後見制度の理解
  - 虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - 早期発見、事実確認と報告等の手順
  - 発生した場合の改善策
- ② 研修は年1回以上行います。また、職員採用時には必ず虐待防止のための研修を行う。
- ③ 研修内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

#### 5. 虐待の防止の責任者(以下「責任者」)の設置とその職務

- ① 責任者は管理者とする。
- ② 職務は次のとおりとする。
- イ) 虐待内容及び原因の把握、解決策の検討
  - ロ) 解決のための当時職員との話し合い
  - ハ) 利用者(家族含む)及び通報者への結果報告
  - ニ) 宮崎市への報告

#### 6. 虐待受付担当者(担当者)の設置とその職務

- ① 利用者等が虐待通報を行いやすくするため、担当者を設置する。  
担当者はサービス提供責任者とする。
- 2 担当者不在時は、担当者以外の職員が通報を受けることができるものとする。
- 3 前項により通報を受けた職員は、遅滞することなく担当者に報告、担当者は責任

者への報告、また別に定める「苦情受付」を作成し内容を報告しなければならない。

② 担当者の職務

- イ) 利用者または家族、職員等から虐待通報の受付
- ロ) 虐待内容、利用者等への意向の確認と記録
- ハ) 責任者への前号による記録を用いた報告

7. 虐待またはその疑い(以下「虐待等」という)が発生した場合の対処方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

8. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。担当者は内容を整理したうえで速やかに責任者に報告する。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った本人に事実確認をする。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には責任者は本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (6) 虐待等発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を合わせて市町村に報告する。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告する。

9. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者または家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

10. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ① 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は寄せられた内容について責任者に報告する。
- ② 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- ③ 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

11. 当該指針の閲覧に関する事項

指針は、職員が閲覧できるよう事業所内等の整備体制を整える。また利用者等へは本指針を閲覧することが出来るよう、ホームページに掲載する。

附則 この指針は、令和3年8月1日より施行する